

(平成21年8月5日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認鳥取地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

国民年金関係 2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年3月から48年3月までの期間及び48年7月から50年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年1月から50年9月まで

夫に勧められて、昭和50年9月ごろに国民年金の加入手続を行った際に、納付組織の集金人から、今なら特別に申立期間の保険料を遡^{さかのぼ}って納めることができると言われ、申立期間の保険料を集金人に渡し、一括納付してもらったはずなのに、未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿、A市が保管する国民年金被保険者名簿及び申立人の所持する年金手帳の記録等から、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和50年9月ごろ払い出されており、46年3月1日に遡^{さかのぼ}って資格取得していることが確認できる。

また、申立人が国民年金の加入手続を行った昭和50年9月は、第2回特例納付（昭和49年1月から50年12月まで実施）の期間内であり、2年以上遡^{さかのぼ}って保険料を一括納付することは可能である。

さらに、申立人が、当時、申立期間の未納分の国民年金保険料約5万円を納付組織の集金人に納付した際の記憶は具体的であり、その金額は、特例納付可能期間の保険料額及び過年度納付可能期間の保険料額を合わせた金額とおおむね一致する。

加えて、申立人は、昭和46年3月に国民年金に加入して以降、申立期間を除き、60歳に到達するまでの保険料を完納しており、保険料を納付する意欲が高かったと認められるほか、50年9月に特例納付したとの申立人の主張に

不自然さは無い。

一方、A市が保管する国民年金被保険者名簿、申立人の所持する年金手帳及び社会保険庁の記録とも、申立人が資格を取得したのは昭和46年3月1日となっており、同年1月及び2月は国民年金の未加入期間となることから、保険料を納付したとは認められない。

そのほか、一括納付したとする昭和50年9月ごろの時点では、48年4月から同年6月までは、制度上、特例納付によっても過年度納付によっても保険料を納付できない期間であり、同期間の保険料についても納付したと認めることはできない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和46年3月から48年3月までの期間及び48年7月から50年9月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年6月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年6月から37年3月まで

社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間が未納との回答を得た。申立期間当時同居していた兄が、私と住み込みの家政婦の国民年金の加入手続を一緒に行い、母や私など家にいる者が婦人会を通じて、兄が負担してくれていた保険料を納付していた。未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の兄が、国民年金の加入手続を行ったとする申立人及び住み込みの家政婦の国民年金手帳記号番号は、昭和35年10月ごろに連番で払い出されていることから、申立人の説明どおり二人の加入手続は一緒に行われたものと推認できる。

また、申立人が記憶している兄が負担していた申立人の保険料100円と家政婦の保険料150円は、当時の保険料額と一致している上、申立人は、保険料は婦人会が集金していたとしているところ、A市の国民年金被保険者名簿には、婦人会等の納付組織が集金していたことを示す「組103」との表示があり、申立人の説明に不自然さは無い。

さらに、申立人及び住み込みの家政婦は、申立期間以外の国民年金加入期間については国民年金保険料をすべて納付しており、二人がそろって10か月分のみ未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。